

新城市新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

◆ 計画策定の背景

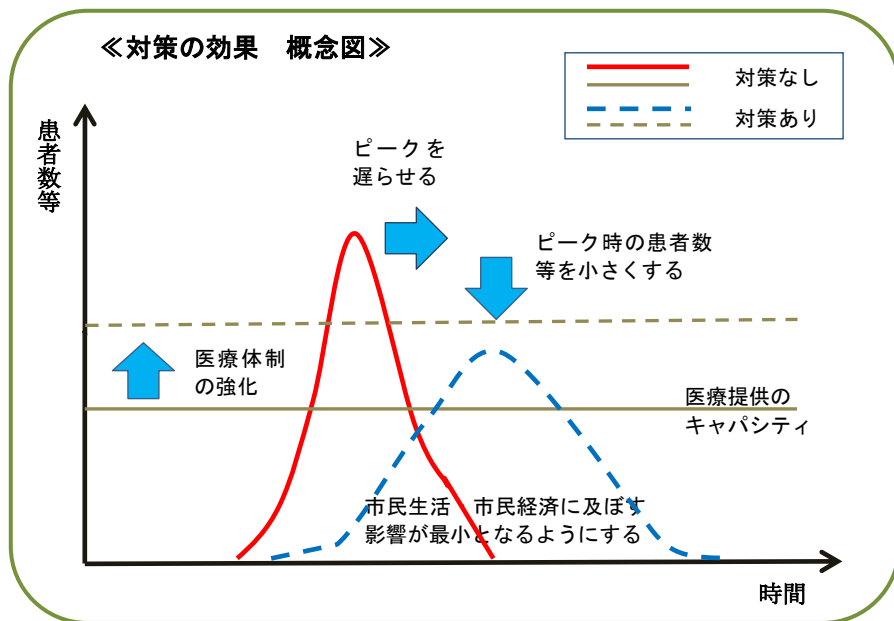
新型インフルエンザ等は、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されています。

新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成25年4月13日施行）第8条第1項の規定により、「新城市新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定しました。

◆ 行動計画の目的

○感染拡大を可能な限り抑制し、市民の生命及び健康を保護する。

○市民生活及び市民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。



《流行規模・被害想定（新城市）》

- ・発病率 人口の約 25%
- ・医療機関受診患者数 約 5,050～9,760 人
- ・死者数 約 70～250 人
- ・従業員の欠勤 最大 40%程度（ピーク時の約 2 週間）

《市行動計画の位置付け》

新型インフルエンザ等対策特別措置法
の規定により、政府行動計画、県行動計
画に基づき作成

《対策実施上の留意点》

- 基本的人権の尊重
- 危機管理としての特措法の性格
- 関係機関相互の連携協力の確保
- 記録の作成・保存

《対象とする感染症》

- 新型インフルエンザ等感染症
（感染症法第 6 条第 7 項）
- 新感染症
（感染症法第 6 条第 9 項）

◆ 市行動計画の構成

○第 1 はじめに

特措法の制定、行動計画の位置付け、対象とする感染症

○第 2 新型インフルエンザ等対策の実施に関する基本的な方針

対策の目的、基本的な考え方、対策実施上の留意点、発生時の被害想定、対策推進のための役割分担、行動計画の主要 7 項目など

○第 3 各段階における対策

新型インフルエンザ等の発生段階ごとの主要 7 項目の個別の対策

◆ 行動計画における主な対策

発生段階	未発生期	海外発生期	県内未発生期	県内発生早期	県内感染期	小康期
対策の目的	<ul style="list-style-type: none"> 発生に備え、体制の整備を行う 発生を早期に確認する。 	<ul style="list-style-type: none"> 県内発生に備え、体制の整備を行う 	<ul style="list-style-type: none"> 県内発生に備え、体制の整備を行う 市内発生の早期発見に努める 	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大をできる限り抑える 適切な医療を提供する 感染拡大に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 医療体制を維持する 健康被害、市民生活、経済への影響を最小限に抑える 	<ul style="list-style-type: none"> 第二波の流行に備える 医療体制、市民経済の回復を図る
国・県の動き		政府及び県対策本部設置	緊急事態宣言			緊急事態宣言終了
1 実施体制	<ul style="list-style-type: none"> 体制の整備及び関係機関との連携強化 	<ul style="list-style-type: none"> 市対策本部の設置準備 	<ul style="list-style-type: none"> 市対策本部の設置 (本部員会議、幹事会の開催) 	<ul style="list-style-type: none"> 体制の強化 市対策本部の継続 	→	<ul style="list-style-type: none"> 市対策本部廃止 対策の見直し
2 サーベイランス・情報収集	<ul style="list-style-type: none"> 通常のサーベイランス 情報収集 	<ul style="list-style-type: none"> サーベイランスの継続、強化 情報収集の継続 	→		→	<ul style="list-style-type: none"> 通常サーベイランスの継続
3 情報提供・共有	<ul style="list-style-type: none"> 情報提供体制の整備 相談窓口の体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等相談窓口の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等相談窓口の体制充実・強化 市民への適切な情報提供 	→		<ul style="list-style-type: none"> 流行第二波に備えた情報提供 相談窓口体制の縮小
4 予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> 地域・職場対策の啓発 個人レベルでの対策の普及 	<ul style="list-style-type: none"> 県内でのまん延防止対策の準備 	<ul style="list-style-type: none"> 県内でのまん延防止対策の準備 (濃厚接触者の外出自粛等) 海外渡航者への注意喚起 	<ul style="list-style-type: none"> 不要不急の外出等の自粛の継続要請 市民、事業者等に対し感染対策強化の要請 		<ul style="list-style-type: none"> 濃厚接触者を特定しての対応の中止 市民、事業者等に対し感染対策強化の要請
5 予防接種	<ul style="list-style-type: none"> 特定接種、住民接種の接種体制の構築 登録事業者の登録事務 	<ul style="list-style-type: none"> 特定接種の実施 住民接種体制の準備 	<ul style="list-style-type: none"> 特定接種の継続 住民接種の実施 	→		→
6 医療	<ul style="list-style-type: none"> 地域医療体制の整備 県内感染期に備えた医療の確保 	<ul style="list-style-type: none"> (県) 帰国者・接触者相談センターの設置 医療機関等への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> (県) 帰国者・接触者相談センターの継続 帰国者・接触者外来受診の継続 	→	<ul style="list-style-type: none"> (県) 帰国者・接触者相談センターの廃止 帰国者・接触者外来受診を終了し、一般医療機関受診に移行 	<ul style="list-style-type: none"> 通常の医療体制への移行
7 市民生活・市民経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> 業務継続計画策定の呼びかけ 必要な物資、資材の備蓄等 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者に対する職場での対策の準備の周知 要援護者への支援の確保 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者に対する職場での対策要請 遺体安置場所の準備 生活関連物資等の安定 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者に対する職場での対策要請の継続 水の安定供給 生活関連物資等の安定 埋葬・火葬の特例等 	→	<ul style="list-style-type: none"> 市民に対し消費者としての適切な行動の呼びかけ